

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和5年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	107 トン	4 トン
		110 トン	107 トン	3 トン
3	クリーム	53 トン	53 トン	超過済
		43 トン	45 トン	超過済
4	粉乳類	39,597 トン	17,813 トン	21,784 トン
		32,077 トン	14,673 トン	17,404 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	1,057 トン	1,483 トン
		2,537 トン	1,057 トン	1,480 トン
6	加糖れん乳	354 トン	29 トン	325 トン
		254 トン	29 トン	225 トン
7	ヨーグルト	13 トン	14 トン	超過済
		13 トン	14 トン	超過済
8	バターミルク	17 トン	15 トン	2 トン
		17 トン	15 トン	2 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	52,839 トン	85 トン
		39,555 トン	43,442 トン	超過済
10	その他の乳製品	12,655 トン	9,790 トン	2,865 トン
		9,577 トン	4,061 トン	5,516 トン
11	バター	22,803 トン	10,610 トン	12,193 トン
		19,998 トン	9,568 トン	10,430 トン
12	豆類	80,402 トン	83,755 トン	超過済
		32,815 トン	41,337 トン	超過済
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	5,149,724 トン	397,988 トン
		4,396,456 トン	4,753,848 トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	1,270,940 トン	超過済
		226,552 トン	189,407 トン	37,145 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	676,948 トン	30,019 トン
		706,467 トン	676,948 トン	29,519 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	2,391 トン	1,371 トン
		3,603 トン	2,247 トン	1,356 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	9,303 トン	1,205 トン
		8,752 トン	7,569 トン	1,183 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	131,858 トン	32,488 トン
		163,917 トン	131,552 トン	32,365 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	17,304 トン	2,102 トン
		2,312 トン	6,536 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,496 トン	1,563 トン	超過済
		1,308 トン	1,308 トン	0 トン
20	イヌリン	2,774 トン	2,697 トン	77 トン
		72 トン	53 トン	19 トン
21	落花生	33,564 トン	33,034 トン	530 トン
		20,641 トン	18,286 トン	2,355 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	173 トン	超過済
		156 トン	173 トン	超過済
23	ミルク調製品	10,039 トン	7,333 トン	2,706 トン
		4,838 トン	1,556 トン	3,282 トン
24	でん粉調製品	287 トン	384 トン	超過済
		279 トン	336 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	3,958 トン	1,012 トン
		2,577 トン	1,412 トン	1,165 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	14,979 トン	4,014 トン
		2,264 トン	2,071 トン	193 トン
28	繭	4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
		4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
29	生糸	260 トン	195 トン	65 トン
		260 トン	195 トン	65 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。